



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年7月12日（金） 第10214号

目次

ページ

規 則

- 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 2

告 示

- 群馬県県税条例第21条第1項の規定により指定する期日（税務課） 3
- 土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課） 3

公 告

- 肥料の登録有効期間の更新（農政課） 3
- 工業団地造成事業の工事完了届出（都市計画課） 3
- 都市計画道路変更の県原案（同） 4
- 公聴会の開催（同） 4

雑 報

- 令和5年度群馬県市町村職員共済組合の決算の要旨（市町村課） 5

■ 規則

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十九号

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第四号の二までの規定中

注意事項 「償却資産」の欄には、特定業務施設の用に直接供されるものの合計額のみを記入してください。

注意事項 1 「特定業務施設」には、特定業務施設の 신설と併せて整備する特定業務児童福祉施設も含まれます。
2 「償却資産」の欄には、特定業務施設(併せて整備する特定業務児童福祉施設を含む。)の用に直接供されるものの合計額のみを記入してください。

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用する事ができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第179号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第21条第1項の規定による告示（令和6年群馬県告示第10号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、石川県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、不動産取得税、自動車税種別割、鉦区税及び県固定資産税に限り、その期限が令和6年1月1日から同年9月1日までの間に到来するものについて、同月2日とする。

令和6年7月12日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第180号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和6年7月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 渋川市石原字石原東650番1の一部、字田中442番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年7月12日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10003号	混合有機質肥料	混合有機5-2	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	日本肥糧株式会社 群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3	令和12年8月22日

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第19条第1項の規定により次のとおり工業団地造成事業の工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年7月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 玉村都市計画工業団地造成事業 高崎玉村スマートIC北地区工業団地造成事業
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事業地の所在 佐波郡玉村町大字上新田、大字上新田字新田西、大字板井字天神前及び大字板井字高井地内
- 4 事業施行期間 令和3年1月8日から令和11年3月31日まで
- 5 施行面積 19.6ha
- 6 工事完了年月日 令和6年6月18日

草津都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和6年7月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画道路中3・5・3号上新田滝尻原線を廃止する。
- 2 都市計画道路中3・5・4号新田天狗山線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造型式	車の線数	幅員	
幹線街路	3・5・4	新田天狗山線	草津町大字草津字新田町	草津町大字草津字白根	草津町大字草津字堂裏	約1,830m	地表式	2車線	12.0m	幹線街路と平面交差1箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、草津都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和6年7月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和6年8月6日（火）午後1時30分から 草津町役場4階第2委員会室
- 2 作成しようとする都市計画の案 草津都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び草津町愛町部企画創造課において、令和6年7月12日（金）から同月26日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和6年7月26日（金）までに下記に到着

するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、草津町愛町部企画創造課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

草津都市計画道路の変更（3・5・3号上新田滝尻原線ほか1路線の変更）に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和6年7月12日付け群馬県報に登載された草津都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。			
1	公述申出人	住所 氏名	電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年7月12日

群馬県市町村職員共済組合 理事長 清水 聖 義

損益計算書の要旨

（単位：千円）

	経 理 区 分	短 期	厚 生 年 金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	退 職 等 年 金 預 託 金 管 理	業 務	保 健	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負 担 金	7,671,908	16,792,452	923,286	122,867		235,553	267,617			
	掛金(組員保険料)	7,748,731	11,238,131	923,276				263,535			
	組員貸付金利息									20,555	
	利息及び配当金	265				10,110	42	26	1,406,917	27	14,089
	そ の 他 収 入	879,073					98,665	18,651	44,263	138	2,813
	他経理からの繰入金						34,018				
	前年度繰越支払準備金	992,095									
計	17,292,072	28,030,583	1,846,562	122,867	10,110	368,278	549,829	1,451,180	20,720	16,902	
給 付 金	給 付 金	8,503,486									

支 出	役職員給与					150,789	9,555	21,442	9,092		
	厚生費					227	525,936	30	20		
	特定健康診査等費						18,902				
	旅費・事務費					23,299	3,981	4,753	2,096	1,376	
	委託費					17,000	5,545	1,297	1,625	1,392	
	支払利息					10,110		1,223,639		10,117	
	退職者給付拠出金	37									
	前期高齢者納付金	1,371,834									
	後期高齢者支援金	3,214,974									
	病床転換支援金	5									
	介護納付金	1,612,799									
	連合会払込金	187,692									
	連合会拠出金	836,713									
	負担金払込金		16,792,452	923,286	122,867						
	掛金(組合員保険料)払込金		11,238,131	923,276							
	他経理へ繰入金	34,018									
	その他支出	6,239					171,329	17,980	9,959	9,503	1,562
	次年度繰越支払準備金	1,294,937									
	計	17,062,734	28,030,583	1,846,562	122,867	10,110	362,644	581,899	1,261,120	22,336	14,447
差引当期利益金又は当期損失金(△)	229,338	0	0	0	0	5,634	△32,070	190,060	△1,616	2,455	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年 金預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	4,612,905	141			10,609	785,152	617,920	10,844,406	654,774	1,148,343
	固定資産					1,039,000			116,294,930	1,570,684	
	繰延資産										
	資産合計	4,612,905	141	0	0	1,049,609	785,152	617,920	127,139,336	2,225,458	1,148,343
負 債	流動負債	23,200	141				2,672	16,720	115,461,032	224	678
	固定負債	1,294,937				1,049,609	183,298	6,606	17,640	7,200	1,039,000
	負債合計	1,318,137	141	0	0	1,049,609	185,970	23,326	115,478,672	7,424	1,039,678
純 資 産	資本剰余金										
	利益剰余金	3,294,768					599,182	594,594	11,660,664	2,218,034	108,665
	純資産合計	3,294,768	0	0	0	0	599,182	594,594	11,660,664	2,218,034	108,665
	負債・純資産合計	4,612,905	141	0	0	1,049,609	785,152	617,920	127,139,336	2,225,458	1,148,343

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
